

愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法律上の婚姻が困難な2人の町民がお互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会を実現するため、お互いが人生のパートナーであることを誓うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係（次条に規定する宣誓の要件に該当する者に限る。）をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、町長に対し、双方がお互いをパートナーであると誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができるのは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると町長が認めるときは、この限りでない。
 - ア 双方が町内の同一住所に居住していること。
 - イ 一方が町内に住民登録があり、他方が宣誓後3月以内に当該住所への転入を予定していること（以下「転入予定者」という。）。)
 - ウ 双方が町内に住民登録があり、宣誓後3月以内に町内の同一住所への転居を予定していること（以下「転居予定者」という。）。)
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 宣誓する相手が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族で婚姻をすることができない関係の者をいい、養親子を含まない。）でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、そろって町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書（第2号様式）（以下これらを「宣誓書等」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、宣誓をする2人の立会いの下で他者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。転入予定者の場合にあっては、転出証明書の写し又は本町に転入予定であることが確認できる書類）
- (2) 戸籍抄本又は配偶者のいないことが確認できる書類（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)

- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓書等を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示するものとする。
- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
- 3 前条第2号イに規定する転入予定者が町内に転入したときは、宣誓書等を提出した日から3月以内に住民票の写し等本町に転入したことを証する書類を町長に提出するものとする。ただし、当該期間内に提出することが困難となった場合は、その旨を町長に申し出るものとする。
- 4 前条第2号ウに規定する転居予定者が同一住所に転居したときは、宣誓書等を提出した日から3月以内に住民票の写し等同居の事実を証する書類を町長に提出するものとする。ただし、当該期間内に提出することが困難となった場合は、その旨を町長に申し出るものとする。
- 5 町長は、前2項ただし書の規定による申出を正当と認めるときは、同項に規定する提出期限を延長することができる。

（通称名の使用）

第5条 宣誓しようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等の氏名の記載に際し通称名（戸籍上の氏名（外国人にあつては、これに準ずるもの）に代えて広く通用している呼称をいう。以下同じ。）を使用することができるものとする。

- 2 前項の規定により通称名を用いる場合は、宣誓をする際に、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 町長は、宣誓者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）に当該宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付する。

- 2 宣誓者が転入予定者であった場合は、第4条第3項に規定する書類の提出後に受領証及び当該宣誓書の写しを交付する。

- 3 前2項の受領証及び当該宣誓書の写しに加え、希望する者に対しては、町長はパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式。以下「受領証カード」という。）を交付する。

- 4 宣誓者が前条第1項の規定により宣誓書等に通称名を用いた場合は、受領証及び受領証カード（以下これらを「受領証等」という。）に当該通称名及び戸籍上の氏名を記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領証交付済者」という。）は、受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、パートナーシップ

宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）により、町長に対し受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を紛失したときを除き、既に交付された受領証等を町長に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。

3 町長は、第1項の規定による申請の内容を適当と認めるときは、受領証等を再交付する。

（宣誓事項の変更）

第8条 受領証交付済者は、パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更（通称名の使用の変更を含む。）があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届（第6号様式）に既に交付された受領証等を添えて、町長に届け出るものとする。この場合において、変更の事実を確認できる書類等を提出し、又は提示するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

3 町長は、第1項の規定による届出があり、記載事項に変更があった場合は、当該届出者に変更後の受領証等を交付する。

（宣誓の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第4条第3項又は第4項の規定に反し、転入を証明する書類又は同居の事実を証明する書類を提出しないとき。

（宣誓制度の適用終了及び受領証等の返還）

第10条 受領証交付済者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による宣誓制度の適用は終了するものとする。

(1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき（死亡した場合を含む。）。

(2) 宣誓者の一方若しくは双方が町外に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。

(3) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 前条の規定により宣誓が無効になったとき。

2 受領証交付済者は、前項各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届（第7号様式）により町長に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。この場合において、紛失等により受領証等を返還できないときは、その旨を町長に申し出るものとする。

（宣誓制度の適用終了に係る交付番号の公表）

第11条 町長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により宣誓制度の適用終了とした受領証等の交付番号（受領証等に付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書等の保存）

第12条 町長は、宣誓書等を第10条第1項の規定により宣誓制度の適用終了した日から起算して5年間保存する。

（その他の事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。



パートナーシップ宣誓書

（宛先）愛川町長

私たちは、愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

（宣誓者）

ふりがな 氏 名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

※ 外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

代筆者氏名		
住 所		
電話番号		

パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書

私たちは、愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップの宣誓を行うに当たり、次の内容を確認した上で宣誓します。

確認した内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（交付されている場合のみ）を愛川町に返還します。制度の適用終了となった宣誓書受領証の交付番号が公開されることを承諾します。また、状況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

氏名
(通称の場合は、戸籍上の氏名)

氏名
(通称の場合は、戸籍上の氏名)

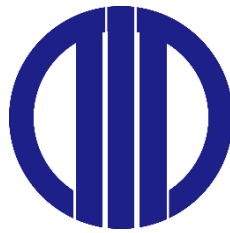
要綱の 規 定	確認事項	回答欄	
	愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱により2人の関係性を証明する制度であり、法律上の婚姻のように権利や義務が発生し、戸籍や住民票に記載されるものではないこと。	☐ 承知 する。	☐ 承知し ない。
第2条 第1号 関 係	【関係性】 お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であること。	☐ 該当し ます。	☐ 該当し ません。
第3条 第1号 関 係	【年齢要件】 宣誓日において、成年に達していること。	☐ 該当し ます。	☐ 該当し ません。
第3条 第2号 関 係	【住所要件】 次のいずれかに該当すること。 (1) 双方が町内の住所を有している。 (2) 一方が町内に住所を有し、他方が同一住所への転入を予定している。 (3) 双方が町内の同一住所へ転入及び転居を予定している。 (4) 双方が町内の同一住所へ転居を予定している。 ※ 転入又は転居予定の場合は、次の事項を記入すること。 転入・転居予定者の氏名 _____ 転入・転居予定日 ____年 ____月 ____日 ____年 ____月 ____日 理由（(1)以外に該当する場合は、記載してください。） _____	☐ ____に 該当し ます。	☐ 該当し ません。

第3条 第3号 及 第4号 関 係	【独身等要件】 現に婚姻していないこと及び宣誓する相手以外の者とパートナーシップにないこと。	☐ 該当し ます。	☐ 該当し ません。
第3条 第5号 関 係	【婚姻不可要件】 宣誓する相手と近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。 ※ 宣誓する相手と養子縁組をしている場合を除く。	☐ 該当し ます。	☐ 該当し ません。
第6条 第3項 関 係	パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付希望の有無 ※ 一方が希望する場合 希望者の氏名 _____	☐ 希望し ます。	☐ 希望し ません。
第10条 関 係	双方の意思によることでない場合でも、一方からパートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届の提出があったときは、パートナーシップの関係を解消したとみなし、宣誓制度の適用を終了とすること。	☐ 承知 する。	☐ 承知し ない。
その他	住所の確認のため、町職員が住民基本台帳により、確認すること。	☐ 承知 する。	☐ 承知し ない。
	受けられる行政サービスの確認等で、庁内所管課や民間企業から宣誓の有無等について問い合わせがあった場合は、情報提供すること。	☐ 承知 する。	☐ 承知し ない。
	パートナーシップの状況確認のため、5年ごとのアンケート調査に協力すること。	☐ 承知 する。	☐ 承知し ない。

※ 転入又は転居予定の場合は、宣誓した日から3月以内に、町内の同一住所に転入又は転居したことを証明する書類（転入又は転居後に発行された住民票の写し等）を所管課へ提出すること。

【町制度所管部署記載欄】

氏 名		
添付書類	☐ 住民票の写し ☐ 戸籍抄本、一部事項証明 ☐ その他の書類（ ）	☐ 住民票の写し ☐ 戸籍抄本、一部事項証明 ☐ その他の書類（ ）
本人確認書類	☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 旅券（パスポート） ☐ その他（ ）	☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 旅券（パスポート） ☐ その他（ ）



第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

宣誓日 年 月 日

愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

愛川町では、お互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓され、自分らしく活躍されることを応援しています。



愛川町長

印

○注意事項

- 1 この宣誓書受領証の交付を受けた方は、愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱の趣旨に従ってください。
なお、この宣誓書受領証は、法的効力を有するものではなく、愛川町の施策・事業において、優先的な取り扱いをするものではありません。
- 2 次のいずれかに該当するときは、宣誓が無効になります。
 - (1) 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。
 - (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 転入を証明する書類又は同居の事実を証明する書類を提出しないとき。
- 3 次のいずれかに該当するときは、宣誓制度の適用が終了することになりますので、この宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（希望者のみ）を返還してください。
 - (1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方若しくは双方が町外に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
 - (4) 婚姻したとき。
 - (5) 該当宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップの関係になったとき。
 - (6) 宣誓が無効になったとき。
- 4 宣誓制度が適用終了となった場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの交付番号を公表することがあります。

○通称名を使用している場合

通称名		
戸籍上の氏名		

○この宣誓書受領証を提示された方へ

愛川町では、お互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

この宣誓書受領証は、お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓されたことに対し、愛川町として証明するものです。

法的な効力はありませんが、この宣誓書受領証の提示を受けた方は、本制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

第 4 号様式（第 6 条関係）

（表面）

		第 号	
		年 月 日	
パートナーシップ宣誓書受領証カード			
愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。			
本人		パートナー	
氏名		氏名	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
(宣誓日 年 月 日)			
愛 川 町 長			印

（裏面）

このカードは、お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を 持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を 宣誓されたことに対し、愛川町として証するものです。	
法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本 制度の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。	
戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）	
本人	パートナー
【緊急連絡先】（記入は自由です。）	
私本人が急病や怪我等で万がーの場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー	本人
連絡先	自署

備考：寸法は、縦 5 4 ミリメートル、横 8 6 ミリメートルとする。

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

（宛先）愛川町長

愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、
受領証等の再交付を申請します。

年 月 日

（再交付を求めるもの）

申 請 者	
種 類	☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領証カード
再交付が 必要な理由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損 ☐ その他（ ）

（宣誓者）

ふりがな 氏 名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

※ 要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証
等を再交付します。また、再交付後、紛失していたものが見つかった場合は、速やかに所
管課まで届け出てください。

【町制度所管部署記載欄】

添付書類	本人確認書類
☐ 交付済受領証（紛失以外の場合）	☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 旅券（パスポート） ☐ その他（ ）

愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱第8条第1項の規定に基づき、
宣誓事項の変更を届け出ます。

変 更 届 出 者	
変 更 項 目	☐ 氏名 ☐ 通称名 ☐ 住所 ☐ 電話番号

(変更内容)

	変更前	変更後
ふりがな 氏 名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
住 所		
電 話 番 号		

【町制度所管部署記載欄】

添付書類	本人確認書類
☐ 交付済受領証 ☐ 改姓・改名の場合は、変更が分かる一部事項証明 ☐ 町内転居の場合は、変更の分かる住民票の写し ☐ その他の書類（ ）	☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 旅券（パスポート） ☐ その他（ ）

第 7 号様式（第10条関係）

パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼受領証等返還届

（宛先）愛川町長

愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱第10条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓制度適用終了とし、受領証等を返還します。
また、返還した受領証等の交付番号が公表されることに同意します。

届出者_____

年 月 日

（宣誓者）

ふりがな 氏 名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
宣誓日・交付番号	年 月 日	・ 第 号
電話番号		

※ 要綱第 4 条第 2 項に規定されている本人確認書類を提示してください。

（返 還）

返還事由	☐ パートナーシップの関係を解消した。 ☐ 一方又は双方が愛川町からの転出又は同一住所に居住しなくなった。 ☐ 宣誓できる要件に該当しなくなった。 ☐ 宣誓が無効になった。 ☐ その他（ ）
交付書類のうち、 返還できないもの ※ 1	☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領証カード 返還できない者の氏名（ ） 返還できない理由 _____

※ 1 紛失等のため、返還できない受領証又は受領証カードがある場合のみ、記入してください。

【町制度所管部署記載欄】

添付書類	本人確認書類
☐ 交付済パートナーシップ宣誓書受領証 A 4 版 ☐ 交付済パートナーシップ宣誓書受領証カード （受領者のみ）	☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 旅券（パスポート） ☐ その他（ ）

